第１回 持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会

入札・発注ワーキンググループ

２０２６年１０月１日

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　定刻となりましたので、ただいまから「第１回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会　入札・発注ワーキンググループ」を開始いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます、不動産・建設経済局建設業課の中山と申します。よろしくお願いいたします。

報道関係の皆様におかれましては、冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、不動産・建設経済局建設業課長の伊勢より一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【伊勢建設業課長】　国土交通省不動産・建設経済局建設業課長の伊勢でございます。本日は大変お忙しい中、また、特に大脇委員、木村委員におかれましては遠方から本入札・発注ワーキンググループに御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃から国土交通行政、とりわけ建設産業行政の推進に格別の御理解、御協力をいただいていること、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私が言うまでもなく、建設業は、社会資本の整備や維持管理、昨今の災害からの応急復旧、こういった場面において大変重要な役割を果たしていただいておりまして、まさに地域経済の担い手、地域の守り手として大変重要な役割を果たしている状況でございます。

一方で、これはどの産業も共通している部分はございますが、担い手不足、あるいは資機材価格の上昇、そして自然災害の激甚化への対応、こういった取り巻く環境が大きく変化している状況でございます。

また、地方公共団体におきましては、技術系職員の不足によって発注体制の維持が課題になっており、特に小規模自治体におきましては、入札・発注業務そのものが大きな負担となっている状況の中、近年の大規模災害において、不調・不落の発生や復旧工事の担い手確保などをはじめとして、現行の入札・契約制度に様々な課題が顕在化しつつある状況でございます。

こうした状況を踏まえ、本ワーキンググループでは平時・災害時を通じた入札・発注制度のあり方、ここの中には例えば東日本大震災の復旧・復興で活用したオープンブック・コストプラスフィー契約なども含めてということで考えてございますが、そういった入札・発注制度のあり方全般や、地方公共団体の発注体制の補完・支援につきまして、具体的な枠組みの構築に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

まさに本ワーキンググループにおける議論やそれを踏まえた今後の制度設計が、建設業の持続可能性の確保や、平時から災害時まで円滑に事業を実施できる入札・契約制度を確立する上で、中長期的に見ても大変重要な意義を持つと考えております。

そのような重要な意義を持つ本ワーキンググループにおきまして、委員の皆様方におかれましては、ぜひそれぞれの専門的知見による御指導、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御提案を賜りますようお願い申し上げまして、私からの本会の開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　本日、お手元に配付しました資料の一覧は「配付資料」に記載しておりますが、不足はございませんか。ございましたら、お申しつけください。

続きまして、資料２別紙に沿って検討会委員の御紹介をさせていただきます。

名簿の上から、大森文彦委員でございます。

【大森委員】　大森でございます。よろしくお願いします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　大脇成昭委員でございます。

【大脇委員】　大脇と申します。よろしくお願いいたします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　木村康博委員でございます。

【木村委員】　木村です。よろしくお願いします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　武田啓司委員でございます。本日は武田委員の代理として、刑部敬一様に御出席いただいております。

【刑部委員代理】　刑部です。よろしくお願いいたします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　堀田昌英委員でございます。

【堀田委員】　堀田でございます。よろしくお願いします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　これより議事に入りますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りにつきましては御遠慮願います。

それでは、本ワーキンググループの位置づけ等につきまして、資料２「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」規約に基づき、事務局より御説明申し上げます。

本ワーキンググループは、こちらの規約の第５条第１項に基づき、検討会の下に設置されるものでございます。同条第３項に基づき、ワーキンググループの議事については、同規約第３条及び第４条を準用することとなっており、まず、準用される同規約第３条第２項に基づき、座長につきましては皆様方に後ほど互選をいただき、座長にこれからの議事を運営していただこうと考えております。また、準用される同規約第４条第４項に基づき、原則、会議は公開することとなっており、議事録についても速やかに国土交通省のホームページに公開するものといたします。

続きまして、本検討会で議事進行をお願いする座長を、委員の皆様による互選でお決めいただくことをお願い申し上げます。委員の皆様から御推薦はございますか。

【堀田委員】　本ワーキンググループの座長には、「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」の座長をお務めになるなど、昨今の建設業の状況や施策の動向に精通した大森委員にお願いするのがよろしいかと存じます。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　ただいま堀田委員から大森委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　全会一致で大森委員が座長に選出されました。座長より一言御挨拶をお願いいたします。

【大森座長】　大森でございます。座長として、このワーキンググループでいい成果が出るよう尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　大森座長、ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は大森座長にお願いいたします。大森座長、よろしくお願いいたします。

【大森座長】　ここから議事進行をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は、議事次第にございますように、議事（１）から（５）まであるのですが、議事（１）と、議事（２）から（３）、議事（４）、議事（５）の４つに分けて議論を行っていきたいと思います。

まず議事（１）について、事務局から御説明をお願いします。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　改めまして、建設業課入札制度企画指導室長の笠嶋と申

します。私から、資料１に従って設置趣旨について御説明いたします。

資料１を御準備ください。本ワーキンググループは、「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」の下に設置されたものでございます。このあり方検討会に先立ちます「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」から遡って御説明します。この勉強会は、建設業が直面する担い手減少、激甚化・頻発化する災害、デジタル技術の進化等の様々な課題や変化に対して、こういった課題や変化を乗り越えさらに発展していくために、今後の建設業政策の方向性について、建設業と関わる有識者の方々に御検討いただくために設置されたもので、令和７年６月から令和８年３月にかけて検討をいただきました。本ワーキングの大森委員、堀田委員にも御参画いただいて、検討がなされました。

２ページ目を御覧いただきまして、勉強会のとりまとめの概要となります。こちらで、「目指すべき産業の姿」ということで３つのポイントをお示ししております。「人を大事にする」産業として、労働市場から信頼・評価され、選ばれる産業にしていくこと。２点目、真に「経営力」のある産業となることで、ステークホルダーからも信頼される成長産業となること。３点目、成長産業として未来に向けて発展を続ける建設業としていくこと。そういったところが目指すべき姿として位置づけられました。

次のページを御覧ください。このうち３点目の「「未来に続く」産業」の中で、今後も建設業として発展を続けるために幾つかの検討の方向性が示された中で、災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入と公共発注のあり方について検討していくことが必要とされました。

４ページ目に具体的なとりまとめの抜粋をつけております。１つ目、コストプラスフィー契約のあり方についての検討ということで、こちらは選択肢の一つとして活用できるように具体的な検討を行うべきであるとされたものです。特に資機材価格等が上昇局面にある中、価格転嫁や工期の設定、契約変更をめぐって受発注者間で緊張関係が生じる場面が増えていることが課題となる中で、コストプラスフィー契約は、こうした価格等の上昇局面において、コスト等の透明性を担保することで円滑に工事を進めるための現実的な契約手法の一つとして検討に値するものとされました。

あわせて、迅速な工事施工が求められる大規模災害等にも活用が考えられるということで、この活用可能性、活用に当たっての課題について具体の検討を行うべきとされました。

最後に、勉強会とりまとめの中では、コストプラスフィー契約に限らず、入札・契約制度

については不断の検討を行うことが求められるとされております。

続いて５ページ目を御覧ください。こちらは公共発注のあり方についての抜粋となります。地方公共団体においては、不適切な予定価格や工期の設定、契約変更の一方的な拒否などの課題が指摘されている一方で、地方自治体における体制の弱さが課題となっていると。そういった中でも地方公共団体における発注が適切な形で実施されるために、発注事務に関しての共同化、広域化などの施策の充実が必要であるとされました。

こういった課題が、特に甚大な災害発生時における入札・契約制度の中で顕著となる中、発注者・受注者が一体となって、適正な施工の確保の最適化を目指すための取組を進めることが必要とされました。

この検討の中では、地域防災力の維持確保等の観点から適切な発注を行う視点が不可欠との観点で、地域で活躍する意欲的な企業が安定的に事業を確保し、地域の防災力を支える中核的な企業として成長していくことを促す制度となるよう検討していくことが求められております。

こうした勉強会におけるとりまとめを受けまして、６ページですが、今年の７月に「持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会」を設置しました。ここでは、持続可能な成長産業としての建設業のあり方とその実現に向けた施策について検討を行うこととされています。主な議題として、成長産業としての建設産業のあり方、その実現に向けて実施すべき施策の方向性について今後議論していくとされておりまして、来年の夏頃のとりまとめを予定しております。この検討会の下に企業評価ワーキング、入札・発注ワーキングを設置するということで、この中で専門的な検討をいただくこととされております。

９ページを御覧ください。ワーキングの設置についてということで、あり方検討会の中で、このワーキングの設置趣旨が示されております。勉強会での議論を踏まえ、御説明したような課題の中で地方自治体における体制の弱さが災害時に顕在化する中、発注職員の減少や災害時の対応に焦点を当て、地方自治体における円滑な入札・発注について具体的な検討を行うことが求められておりまして、主な議題としては２ポツに記載の４点が示されました。

ワーキングの構成につきましては、地方公共団体の入札・発注に関する専門家、公共発注者を中心に構成されまして、あわせて建設業団体や発注者に対してヒアリングを実施し、制度見直しのニーズや取組の方向性を把握しながら検討を進めていくこととされております。

１０ページに、あり方検討会全体のスケジュールをお示ししております。令和９年夏のと

りまとめに向け、ワーキングとしては令和９年春頃にとりまとめを行うこととされております。

本ワーキングの設置趣旨につきましては以上でございます。

【大森座長】　ありがとうございました。ただいまの御説明に関して、質疑も含めて何かございましたら、挙手をしていただければありがたいと思います。

特にないようですので、先に進みたいと思います。議事（２）及び議事（３）に移ります。事務局から議事（２）について御説明をお願いします。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　引き続きまして、資料３に従いまして説明いたします。本ワーキングにおいて御議論いただくテーマについて、今後御議論いただく上での目線合わせができればと思っております。入札・発注に係る現状課題とこれまでの議論、取組について御説明します。

まず公共発注に係る受発注者の現状と課題です。２ページ、建設産業の役割と課題ということで、建設産業の役割としては、地域インフラの整備やメンテナンス等の担い手として、また災害時には地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として大変大きな役割を担っていますが、建設産業の課題としては、働き方改革、生産性向上による担い手の確保が急務となり、今後も守り手として活躍し続けやすい環境整備が必要とされておりまして、今後、持続可能な建設産業の構築が課題であると認識しております。

３ページ目を御覧ください。建設業を取り巻く状況ということで、建設投資額、許可業者数、就業者数の推移をまとめたものです。平成４年に建設投資額はピークとなり、約８４兆円になりました。平成２０年代前半に向けてこの投資額は減少しましたが、直近令和８年にはピーク時比で９７％まで回復しております。他方で、就業者数は平成９年に６８５万人とピークとなりまして、その後減少を続け、現在ではピーク時比で３割減となっております。４ページ目、この中でも特に技能者数が減り続けておりまして、高齢化、若年世代の入職に課題があると。そういった中で次世代への技術承継が大きな課題とされておりまして、担い手確保が大変大きな課題となっております。

５ページ目ですが、他方で発注者側についても、ちょうど同じ頃、平成８年頃に職員数が最大となって以降、直近２０２５年度には約３割減少しておりまして、建設業の就業者数と同じような傾向で推移しております。

６ページ目です。そういった中、特に土木・建築技師の職員数の減少が顕著となってお り

まして、土木・建築技師が０の自治体が大変多く存在していると。特に小規模自治体においてその傾向が顕著であることが示されておりまして、そういった中で地域公共発注者職員に著しく大きな負担が発生しております。下のグラフになりますが、入札契約の適正化の取組が、特に小さな規模の自治体において遅れている傾向が見て取れます。

７ページ目ですが、そういった中、大規模災害時には不調・不落の発生率が大幅に上昇するということで、災害時の迅速な対応が求められる中で課題が顕在化しております。

こういった状況を踏まえまして、持続可能な建設業の構築、発注体制が課題となる自治体を念頭に置きまして、円滑かつ迅速な施工を確保する観点から、これまでの入札・契約制度に係る現状と課題について御説明します。

９ページ目ですが、こちらは品確法に基づく多様な入札・契約制度の体系図で、主に国土交通省の直轄工事への適用を想定して整理されたものです。品確法におきましても、公共工事の性格、地域の実情等に応じて、これらの多様な方法の中から適切な方法を選択し、組み合わせることができるとされておりまして、１０ページを御覧いただければと思いますが、国土交通省といたしましても、発注者としての地方公共団体において工事の性格、地域の実情に応じて適切な入札・契約方式が導入・活用されるような支援を行ってまいりました。

１１ページでは、モデル事業の具体的な取組事例を御紹介しています。令和６年度の支援事業としまして、伊万里市において、地域事業者等の担い手確保と地方自治体の発注事務の負担軽減を目的に、複数業務の包括発注に関して支援を行いました。

この中で、対象施設としては主に道路・橋梁、対象業務としては維持管理業務等と統括マネジメントについて実施することの検討を行いました。伊万里市において地域を４地区に分割し、実施体制としては事業者単体、あるいは共同企業体、あるいは事業協同組合を設立することで実施できないかという検討を行いまして、サウンディング調査を実施した結果、地域の事業者からは単体での対応を望む声が多く、できるだけ専門性の低い業務をより狭いエリアで実施する形での包括契約の実施が望まれる結果となりました。

今年度実施することを目指して具体的な取組を進めておりまして、この事業における分析等を今後してまいりたいと考えております。

あわせて、令和７年度、珠洲市において、多数の災害復旧工事に対して担い手不足の解消を目的に、複数施設の一括発注を行うことに向けて支援をさせていただきました。この中で、ＣＭ方式の活用や、不調・不落対策として入札参加資格要件の緩和、技術者配置要件の緩和

等についての検討を実施しました。

１２ページですが、モデル事業のほか、ハンズオン支援も実施しておりまして、石川県で、県内の市町における入札・契約制度の改善を進めるために、石川県と国土交通省、支援事業者の三者が連携しまして、入札・契約制度改善の働きかけを支援しております。この中で、不調・不落対策ということで、工事発注ロットの検討として最適化に向けた発注方針の検討と、適切な予定価格の設定に向けてどのような対応が可能かを一緒に検討しました。

こういった事業を通じて、地方自治体における発注事務の軽減や地域事業者における安定的な事業の確保にこういった取組がいかに寄与するかについて分析してまいりたいと考えておりまして、整理ができたタイミングで御紹介させていただきます。

１３ページ目です。本日この後、全国建設業協会様からプレゼンをいただきますが、今年の９月に全建様がアンケートをまとめられました。公共工事の円滑な施工に当たっての課題についてアンケートが行われ、課題として、設計と現場の不整合、それによる現場状況に合った積算がなされていないことが指摘されております。

次のページには不調・不落の発生要因ということで、官積算と実際の現場条件の乖離等が高い数値で示されております。こうした設計と施工の乖離に対しまして、現場実態を踏まえた適切な官積算の実施が求められていると認識しております。建設事業者にとっても、より適切な官積算の実施がなされることによって持続性の確保につながるものと考えていることに加え、不調・不落対策の強化にもなると考えておりまして、そういったことを通じて自治体の事務負担の軽減にもつながるのではないかと考えております。

１５ページですが、設計と施工の乖離を是正するための入札・契約方式として、設計・施工一括方式やＥＣＩ方式がこれまで導入されてきました。これらによって施工者のノウハウを反映した設計がされることにより、設計と施工の乖離が是正されると承知しております。

１６ページ目、１７ページ目を御覧いただきますと、こういったＤＢ方式、ＥＣＩ方式につきまして、まだまだ活用が進んでいない状況がうかがえます。導入理由としては、施工者独自の高度で専門的な技術の活用を期待して導入される自治体が多いということで、その表裏の関係にあると思いますが、導入しない理由としては、こういった案件が少ないことも指摘されております。

１７ページですが、ＥＣＩ方式の導入理由としては、施工独自の高度で専門的な技術の活用を期待することや、特にＥＣＩ方式は設計変更発生リスクの減少も挙げられております。

一方で、導入に適した案件がないとされておりまして、１８ページですが、多様な契約方式の活用に関して、例えばＤＢ方式、ＥＣＩ方式については、設計と施工の乖離を是正し、適正な予定価格の設定と設計変更リスクの低減につながる効果が期待されると考えております。他方で、現状では技術的難易度の高い工事の導入実績が多いと。もともとそういった目的のために導入されたとも認識しておりますが、そういった場面に導入が限られていると。それから、プロポーザルや総合評価など、一般的にこういった方式を活用する場合の公募手続が煩雑であるということで、活用への負担となっていることが指摘されていると認識しております。

モデル事業やハンズオン支援の中で取り組んでいる包括発注方式等につきましても、自治体の事務負担の軽減に資することが期待される一方で、事業者側にとってはそれによって業務負担が増えることも懸念されていると承知しております。こうした中で、こういった取組がより活用されるためにどういったことが考えられるかも今後検討が必要と考えております。

続いて１９ページ目です。改めて全国建設業協会のアンケート調査を引き合いに出させていただきますが、現場条件と発注者の積算が整合していないことはどういった場面で発生するかというと、小規模事業の発注に際してよく発生することが示されておりまして、こういった課題に対しては、２０ページですが、国土交通省におきましても、小規模事業における歩掛の適用につきまして、標準歩掛の中で適用可否の判断がしやすいようにお示ししております。２２ページですが、適用できない工事については、現状では多くの自治体において見積りを徴収して対応していることが我々のアンケート調査で把握されております。小規模工事等への歩掛の適用については、引き続き自治体における取組の把握に努めながら、今後、対策の充実について検討していく必要があると考えております。

続いて、地方自治体の発注体制・発注事務に関する現状と課題ということで、体制面の現状について御説明します。

２４ページですが、現状でも７割以上の団体が、職員のみでの発注業務の遂行に困難あるいは支障があると認識しているということで、設計・積算、監督・検査といった事務を中心に外部委託を行っている状況となっております。一方で、委託先についても、マンパワーや受託量の制約によって、今後、十分な規模の自治体への補完ができないおそれがあると指摘されております。

２６ページを御覧ください。外部委託以外に、発注者体制の補完・支援に関する取組とし

て、広域連合や一部事務組合の設立などによる共同化・広域連携の取組、あるいはＣＭ方式、発注代行といった第三者機関の活用が自治体の事務の補完の方策としては考えられますが、２７ページを御覧いただくと、一部事務組合・広域連合、連携協約などによる事務の共同化・広域連携については、まだ実例は少数にとどまることがアンケートの中で示されております。

２９ページです。第三者機関の活用ということでＣＭ方式の活用も考えられるわけですが、こちらについては３０ページ、これを活用している地方公共団体は一部にとどまるということで、３１ページ、導入理由として、発注者における人員の補完、技術力の補完、工期等の短縮、コスト縮減を理由に導入されている自治体が多い一方で、未導入の理由として、多くは導入に適した案件がないということですが、ノウハウがない、負担が大きいといったことも指摘されております。

こういった共同化、広域連携、第三者機関活用を含めまして、発注体制を補完・支援する方策については、現状ではまだ活用が進んでいないと考えておりますが、今後、どのようにこの取組の導入を進めていくか、強化していくべきかについて検討していければと考えております。この検討に当たっては、発注者サイドの必要性だけではなく、受注者側の対応可能性も含めて検討していく必要があると考えております。

最後となりますが、オープンブック・コストプラスフィー契約について、これまでの議論を中心に御紹介します。３３ページですが、まずコストプラスフィー方式とはということで、工事の実費（コスト）を実費精算として、これにあらかじめ合意されたフィーを加算して発注者が請負者に支払う方式とされております。例えば工事費が増加した場合には、実費精算ということで工事費を積み上げた上で、これにフィーを加算して支払いがされるものとなっております。

３４ページですが、このオープンブック・コストプラスフィーは、東日本の復旧復興事業の中で活用されて注目されました。東日本大震災のときの復旧復興事業の中で復興ＣＭ方式という体制が組まれまして、復興事業として工事を短期間で完成させる必要があるとか、計画の変更が見込まれる中でも、発注者のマンパワー・ノウハウが不足している中でより効果的、効率的、迅速に事業を実施していくための体制として、市町村からＵＲ都市機構が事業委託を受けて、発注事務を代行すると。その上で、さらに設計・施工に関するマネジメントについては民間事業者であるＣＭＲが請け負うということで、市町村、ＵＲ都市機構、ＣＭ

Ｒの三者による連携体制が取られました。

３５ページを御覧いただきまして、この中でＵＲ都市機構とＣＭＲとの間のＣＭ契約、これは請負契約も含まれますが、この中でオープンブック・コストプラスフィー契約が採用されました。コストプラスフィー契約が導入されることによりまして、工事の詳細が確定していない段階での早期の工事の開始、実費精算を前提として資機材の早期調達が可能となったことで、全体として円滑な工事施工が期待されますし、オープンブック方式を取り入れることで、コストやプロセスの透明性が確保され、これによって受注者の公正な対価が確保されました。

オープンブック・コストプラスフィーについて、３６ページですが、特に東日本大震災での導入を契機としまして、国土交通省だけでなく、有識者の皆様、建設業界団体の中で様々な議論が重ねられてきました。平成２９年１２月には土木学会において、公共土木事業にコストプラスフィー契約方式を適用するに当たっての考え方の整理と運用方法、契約の考え方について検討することを目的として報告書がまとめられ、基本ツールとしてのコストとフィー、オプションツールとしてオープンブック方式等を位置づけるということで、契約体系についての試案が示されました。その中でコストとフィーの範囲や支払い方法、際限なく価格が上がっていかないようにするためのターゲットコスト、または最大保証価格についての考え方の整理、リスク管理費や予備費、そのことの会計法上の可否等が論点であると示され、今後の検討課題として示されていると認識しております。

３７ページですが、平成２９年３月には国土交通省におきまして、東日本復興ＣＭ方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書ということで、復興ＣＭ方式の導入による効果・課題の検証と、オープンブック・コストプラスフィーを一般の建設工事において適用する可能性に向けての制度的な課題や留意点が整理されました。この中でも、フィーの妥当性や事務負担と透明性のバランス、上限額の設定方法等について整理が必要とされております。

さらに今年の３月ですが、国土交通省において調査を行いまして、オープンブック・コストプラスフィー契約に関しての報告書を取りまとめました。こちらでは、国内建設事業者が国内外で活用したオープンブック・コストプラスフィーについての調査を行いまして、今後のオープンブック・コストプラスフィーの導入に適した民間工事について整理を行うとともに、円滑に活用されるべく、その有効性や課題等を整理するとともに、国内外の制度や商慣習の違いについて整理しました。今後、第２回目以降のワーキングでの検討に当たりまして、

こういった検討の中で整理された課題も含めて、優先順位の高いものから検討していければと考えております。

３８ページは、今年の３月にまとめた報告書の一部の御紹介です。オープンブック・コストプラスフィー契約については、不確定要素が多く、計画・設計時に決定できないことが多い災害復旧工事のような事業などにこれまで使われてきました。既にオープンブック・コストプラスフィーの約款が存在するイギリスやアメリカにおいても、原則的にはランプサム方式による契約が一般的で、適用事例は限定的であることが示されておりまして、あくまで選択肢の一つとして、今後、オープンブック・コストプラスフィーを検討できればと考えております。

４０ページですが、これまで国土交通省において開催してきた検討会の中でも、令和５年３月にとりまとめを行いました環境整備検討会の中では、将来的にオープンブック・コストプラスフィー方式による契約が選択肢の一つとなるよう、リスク分担の仕組みや海外における事例などを参考にしながら、メリット・デメリットについても整理した上で、標準約款を作成することが期待されるとしております。

さらに４１ページですが、中建審におきましても、受発注者の情報の非対称性が発生している中、オープンブック・コストプラスフィー方式での契約によって、工事原価について積極的に開示することで請負契約の透明性を高め、費用に関する協議を適切に促すことが期待されるということで、オープンブック・コストプラスフィー方式が導入に適した工事で円滑に活用されるよう、同方式の標準約款の制定を検討すべきであるとされておりまして、まさにこの導入に適した工事ということで、どういった工事において活用が見込まれるかも本ワーキングで御議論をお願いできればと考えております。

４２ページですが、中建審における基本問題小委員会の中間とりまとめの中でも、今後、オープンブック・コストプラスフィー方式については、未確定な設計や設計変更に起因する問題についての責任分担のあり方の整理も含めて検討すべきであるとされておりまして、４３ページ、こちらは先ほども御紹介しましたが、あり方勉強会の中ではコストプラスフィー契約の導入に当たっての契約上の課題、災害時における活用可能性に関して、中建審の中間とりまとめの内容も踏まえて具体の検討を行うべきとされております。こういった検討会等において示された方向性に従って、本ワーキングで御議論をお願いしたいと考えております。

【大森座長】　ありがとうございました。本ワーキンググループでは、入札・契約制度や

発注制度の課題、今後の制度のあり方について、受注者実務の最前線における御意見を伺うため、３団体様へのヒアリングを行う予定です。本日は全国建設業協会様より御意見を伺います。日本建設業連合会様は第２回ワーキングで、全国中小建設業協会様は事務局にてヒアリングを実施していただいて、その内容を第２回ワーキングで共有する予定となっております。

それでは、全国建設業協会様より御説明をお願いします。

【山崎専務理事】　全建専務理事をしております、山崎でございます。今日はこのような場をいただきまして、ありがとうございます。

資料４を御覧ください。先ほど室長からもありましたが、１ページは「地域の守り手」として建設業の役割ということで、当協会の会員である各県協会が、今回の熊本地震、あるいは千葉豪雨で災害対応に当たっている状況です。これ以外にも、その後ずっと長雨が続いておりますので、各県協会にはいろいろ頑張っていただいております。そういうことで、通常の社会資本整備だけではなく、災害復旧に関して、なくてはならない存在だと自負しております。

次の２ページを御覧ください。今、我が協会で一番問題になっているのは、実質事業量が減少していることです。先ほど、公共投資と民間投資と合わせたところでお話しいただきましたが、地域の建設業にとって一番重要なのは公共事業でございます。縦の棒グラフが名目値ですが、一番問題なのは折れ線グラフの実質建設投資です。建設デフレーターがどんどん上がっておりまして、これはたしか２０１５年を１００とした場合の数字ですが、どんどん実質建設投資が下がっている状況です。これに伴いまして、公共事業の発注件数もどんどん下がっております。

３ページは建設業の倒産についてです。しばらく建設業の倒産は減っていたのですが、２０２２年から反転しまして、倒産が増えていると。

その結果、４ページですが、私どもは「災害対応空白地帯」と言っていますが、各都道府県建設業協会の会員企業が不在の市町村数を調べております。これは何が問題かというと、各県協会の会員企業はそれぞれの公共団体等と災害協定を結んでおりますので、いざ災害が起きると、まずは会員企業が災害対応に当たっておりますが、ここのところ会員が減っておりまして、会員企業不在の自治体数がじりじりと増えている。最近はＪＡＣの関係もあって少し減り止まりが見られますが、それでもかつてに比べると倒産件数は増えておりまして、

建設業協会の会員企業がいない自治体が増えている状況です。

そこの問題の根本はどこにあるかというと、５ページ、これはこの会議の前身の「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」で出された資料で、このとき、公共事業が減ると利益率が減りますという文脈で国土交通省からデータが紹介されました。それもありますが、それより何より、絶対的な利益率がこんなに低いということを私どもとしては改めて紹介させていただきたいと思います。売上高１億円未満ですと、０％を切ってマイナスの利益率です。大手でも２％から４％ということで、発注者側の、例えばデベロッパーなどに比べると利益率は１桁違って、１０分の１になっている状況です。そういった中で持続させていかなければいけないのは大変難しい状況です。

その一つの原因として、６ページですが、利潤の確保には入札・契約制度が課題だと私どもは考えております。左側のグラフですが、発注者が予定価格を決めて、予定価格の中で元請として競争することになるのですが、建設業法の改正がありまして、労務費は削ってはいけないと。きちんと技能者まで行き渡らせるとなると、結局、自社利益をどれだけ削れるかで競争することになります。最低制限価格が９２％となると、落札するためには９２％ぐらいで札を入れないと取れない。先ほど言いましたように、発注件数がどんどん減っていますから、どうしても取りたいとなると、９２％でやらなければいけない。市町村によっては最低制限価格の９２％というものを設定していないところもありますので、そういうところだと無限に下に行く。場合によっては８０％ぐらいで落札することもあります。こういった入札制度の見直しが必要ではないかと思っております。

そこで、７ページを御覧ください。新しい予定価格のイメージです。一昨年、土木学会から提案がございまして、予定価格の１００％で受注できれば必要経費が確保されるということですが、実際に落札率は１００％ではないということで、必要経費が不足している中で生産活動が実施されていると。予定価格への上乗せ分を７～１０％として、そこで競争したらいいのではないかという御提案がありまして、これは利益確保の観点だけではなく、不調・不落を減らす観点からも提案していると伺っておりますが、その両者を兼ねる提案です。

今、会計法が非常に厳しく、予定価格を超える落札は許されていませんが、この土木学会の提案は、そもそも予定価格は別に法律、政令で決まっているわけではないから、今は積算価格イコール予定価格としているけれども、その積算価格に７～１０％上乗せして、そこから競争して例えば９２％で落札したら、大体ですが、積算価格に近い価格で落札できると。

そうすると利益が確保できるのではないかと思っております。

もう一つ、８ページを御覧ください。予定価格と最低制限価格の法律上の定義ですが、公共工事品確法が改正され、予定価格については「適正な利潤を確保することができるよう」という規定が入れられました。ですから、現在、予定価格については利潤を含めて設定されていると。積算価格の中に利潤も含めて予定価格が設定されていると思っております。

ところが、最低制限価格の設定にかかる条項については、「公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止する」ということだけで、そのために最低制限価格が設定されることになっています。実際には、建設業者の持続可能性やそのための適正な利潤の確保については明記されていないということです。実際にどのような落札になっているかというと、もちろん予定価格いっぱいで落札できたらいいのですが、競争の中ではそんなことはできなくて、繰り返しになりますが、公共工事が減っている中でどうしても仕事を取ろうと思えば、最低制限価格近辺で札を入れざるを得ない。そうすると利潤は確保できない状況となっております。結局、落札段階でも適正な利潤を確保できるようにしないと、持続可能性はないのではないかと思っております。

もう一つ、９ページですが、これは先ほど室長からもお話しいただいたのですが、予定価格の問題点として、標準歩掛と施工金額が合わないとか積算が整合していない一番大きな要因は、小ロット工事です。これについては次の１０ページにありますように、今、国土交通省の技調のほうで、小規模歩掛の設定という形で努力していただいていますが、これはまだまだ一部です。多くの工事でまだまだ合わない工事が非常に多い状況です。先ほどの労務費のところが根本的に小規模工事については合わないということです。

基本的に歩掛は、国土交通省が決めたものを公共団体がそのまま使うところが多くございます。本当はそれぞれの発注者で歩掛を計算してやれば、小さい工事が多いところでは小さい工事の歩掛をきちんと計算できているはずですが、そんなことをする能力が公共団体にはありません。基本的に国土交通省の歩掛をそのまま使っています。基本的に国土交通省は非常に大きい工事が多いものですから、大きい工事を基準に歩掛を決めています。それがそのまま公共団体の小さい工事に使われているものですから、非常に大きな問題が起きている。そこにずれが生じているということです。

ただ、公共団体にきちんとやれといってもなかなかできませんから、国土交通省のほうで、小規模な工事も含めて、小さい工事に合わせた歩掛をきちんとつくっていただいて、それを

公共団体にも普及させていただくことが適正な労務費の確保のために大変重要だと思っています。それが最終的には利潤の確保につながると思います。

私のプレゼンは以上ですが、先ほどの国土交通省の説明についてのコメントをよろしいですか。いろいろと申し上げたいことがあります。まず公共団体の問題です。発注者側の問題については全くこのとおりでございまして、市町村で対応できないままに発注事務だけが下りているので、私どもは別途調査していますが、工期にせよ、例えば歩切りがまだ行われているとか、発注関係の問題は小規模自治体ほどたくさん発生しているということで、国土交通省は一番優良な発注をしていただいて、その次は都道府県、市町村と。市町村の中でも小規模市町村というと、ほとんど発注に精通していないということで、私どもの調査の中でも、例えば週休２日工事は、市町村ではほとんど進んでいない状況ですし、書類の簡素化も進んでいない。いろいろな項目があるのですが、全て国土交通省、都道府県、市町村という順番に、全部きれいに並んでいます。市町村の中での技術者が非常に減っている中で、複雑な発注業務をやっていかなければいけないのは非常に無理があると思いますので、発注事務をもう少し共同化するとか、上に上げるとか、支援するとか、発注代行をするとか、様々な工夫をぜひしていただければと思っております。

オープンブック・コストプラスフィーですが、これは民間でやるのか公共工事でやるのかよく分かりませんが、公共工事でやるとしたら、例えばフィーがもし一定であればすごくありがたいと思いますが、フィーが一定で、例えば公共団体が建設業者にフィーを何%出すということが固定されるとしたら、それはそれで一般の方から非常に議論のあるところで、建設業者としても非常に非難を受ける可能性があるかもしれません。災害復旧でいろいろ頑張っていますが、心ない方は、これで金もうけできてよかったねと。そんなことを言う人もいます。フィーをオープンにしたからといって、みんな「ああ、いいですね」と思ってくれるかというのはすごく心配です。

一方で、民間のほうは、交渉力があるかどうかで全く違ってくると思います。こちらは前田建設の例がありますが、非常に交渉力があれば、きちんとフィーを確保して、オープンブック・コストプラスフィーでできるのかもしれませんが、そういう交渉力のない地方の中小の建設業者がフィーをさらしたら、それは削れるねと言われて、それを０にしてできないかと絶対に言われると思います。どんどん利益を削る方向にしか行かないのではないかと非常に懸念しております。非常に大きな企業が民間のデベロッパーと、こういうやり方でやろう

というのは非常にいいことだと思いますが、それは普通の公共工事などではなかなか使えない、あるいは、地方の小さな建設業者には使えないのではないかと心配しています。

ＤＢやＥＣＩも、設計部門がきっちりしているとか、大手企業は対応可能かもしれませんが、設計部門を抱えていないような地方の小さな建設業者にとってみると、それはどこの世界の話かと。確かに設計と現場が合わなくて困っていることは非常にあります。コンサルが現場も見ずに設計して現場が困っているというのは、問題点としてはすごくよく聞きますが、だからといって設計から何から全部を建設業者がやるというのは一般化できない。能力のある業者がやるような工事であればいいと思いますが、なかなか一般化するのは難しいと思います。

【大森座長】　ありがとうございました。ただいまの事務局の説明とヒアリングを受けて、意見交換に入りたいと思います。説明の内容や資料に関する質疑も含めて、皆様から御意見があれば賜りたいと思います。

私から取っかかりみたいな話で申し訳ありませんが、全建さんにお聞きしたいのですが、６ページで、公共工事は利潤を削って落札すると。実態を非常に分かりやすく御説明いただいたと思いますが、このポンチ絵でいきますと、もし利益と適正利潤で固定した場合、競争という概念はなくなりますか。

【山崎専務理事】　そこは労務費を削ることができないとなると、もちろんできないわけではありませんが、その前に前提として、材料費などはほとんど競争できないと思うので、生産性で競争することはあり得ると思いますが、現実問題として、特に小さい工事であればあるほど、生産性の競争の余地はほとんどなくて、この落札率を１００％とすると、ほとんど競争の余地はなくなると思います。

【大森座長】　これを見て思ったのは、適正利潤ということは非常に大事なことだし、それを積み上げていくとどこも競争するところがなくなるから、例えばくじ引きで決めるとか、小さいところはそういう話になるべきという御意見ですか。

【山崎専務理事】　いい悪いではないです。先ほど言いました生産性の向上のところで競争すればいいと思いますが、なかなか小さい工事だとその余地がなくて、適正利潤を確保できない今の入札制度であっても、くじ引きが非常に多くなっているのは事実です。

【大森座長】　分かりました。ついでに７ページです。これはむしろ土木学会の堀田先生にお聞きしたほうがいいかもし

れませんが、７～１０％の上乗せが妥当との意見があって、加えて予定価格とすることも検討に値するということですが、７～１０％を上乗せすることの合理性は何ですか。合理性というのは、１００％積算価格が合理性であって、７～１０％を足すというのは何の合理性ですか。堀田先生、もし分かっていたら教えてもらえますか。分からなければ分からないで結構ですが。

【堀田委員】　私が申し上げるべき立場にあるかどうか分かりませんが、土木学会の建設マネジメント委員会の提案について触れていただきまして、こちらの「公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会」提案の大きな趣旨というものがございます。もともとの問題意識としては、日本の公共工事の価格は上から決まっている構造になっているのではないか、つまり、発注者が積算した結果に基づいて決まる予定価格、ないしはそこから計算される低入札調査基準価格、もしくは最低制限価格が大きな参照点となって、そこで受注者がその予定価格等に向かって応札する構造になっていて、かつ、重層下請構造が我が国においては存在するので、元請は予定価格等を参照して応札価格を決めて、それを原資として元請から一次下請企業に対して、その落札金額を基にこの価格が上限です、この価格しかありませんという形で価格の参照が起きてということが重層的に起きているのではないかという問題意識が一つあります。

実際はそうではなくて、価格というのは、仮に重層下請構造があるとしても、工事の下請事業者が実際にどれぐらいかかるのかを適正に見積もって、それを注文者に対して提示して、それに従って価格が決まっていくと。つまり、価格が下から積み上がっていく構造になるのが健全ではないか、そういう問題意識がございます。

そういった問題意識の下に、仮に予定価格が実態と乖離しているとすると、この７ページの絵のようなことが起きてしまいますねというのが例示で述べられているわけですが、もちろん公共発注者の方は、予定価格は適正に設定されていますとおっしゃると思いますので、このようなことは実態として起こっているとおっしゃらないと思いますが、いずれにしても、趣旨としてはそういうことかと思います。

【大森座長】　ありがとうございます。

【大脇委員】　非常に興味深い情報をいろいろと出していただきまして、全建さんの資料４ページの災害対応空白地帯の地図とか、私のような福岡県民が見ると衝撃的な数字で、大変勉強になりました。

先ほど大森座長が御指摘された７ページの考え方は非常に有益で興味深いとともに、大森座長が出されたような疑問が確かに出てくるところかなと思います。大森座長の問いに対して私なりに考えるとすれば、積算価格のコンセプトを時代に合わせて変えるとしたら、自社利益等や下請利益等という部分はかなり発注者側に裁量があると考えて、ここをもう少し積み増すという計算方法を採用する、これが７～１０％の上乗せの中身になるのではないかと私は見ました。

先ほどの御報告にありましたように、積算価格イコール予定価格というのが現状ですが、法令上、その明確な根拠はないというのは確かにそのとおりだと思ってお聞きしていました。会計法とか、予決令とか、地方レベルでいうと地方自治法とか、地方自治法施行令とか、どこを見てもそういうことは書いていなくて、「予定価格」というものは制度上組み込まれているのですが、この中身については、法令は何も語っていませんので、利益の部分を積み増すという考え方があるのではないかと。

では、なぜそれが許容されるかというと、先ほど現状報告があったように、結局は事業者が疲弊して潰れてしまったら話にならないので、そこをきちんと下支えするのも国家的なコストであると。税金からそのコストをきちんと出すことに正当性があるという理屈が立つわけですから、そうすると予定価格を積み増すこともあり得るかなと思います。

入札に関係する制度で、例えば男女協働や子育て支援、障害者雇用などで頑張っている事業者には点数を上乗せするということがあります。あれがなぜ許されるかというと、仮にそういう男女協働などの個々の施策を行政が別に単独でやろうとしたら、実はもっとコストがかかる。でも入札や発注の制度に組み込んで、そういう施策に積極的に取り組む事業者を優先して公共事業費の費用を少しだけ積み増すことはむしろ安上がりであって、税金の使い方としてはそちらのほうが有効だからオーケーという理屈が従来からあります。それと同じような形で、建設事業者の足腰をきちんと下支えすることが、ひいては国民の利益になるという意味でここを上乗せするというアイデアがあると思っています。以上は感想ですが、興味深く聞かせていただきました。

【大森座長】　よく分かりました。ありがとうございます。

【山崎専務理事】　ありがとうございます。先生のお話は本当に私どもの考えているところで、先ほどの７～１０％はそういう利益の形でやって、９２％で落札しても、事業者が継続できる最低限の利益が出るという落札ができれば、この７ページの絵のようになるのでは

ないかと。そのためには、先ほどの品確法が最低制限価格に利益を入れてはいけませんとなっている、そこら辺が一つの障害になると思っておりまして、そこら辺もセットで考えていただけるとすごくありがたいと思います。

【木村委員】　本日は、この検討会の委員にさせていただきまして、ありがとうございます。私どもは石川県ということで、令和６年の能登半島地震の被災を受けた立場でございますので、資料３に絡めて幾つかコメントさせていただきます。

地震からは２年９か月がたったところで、日数としては１０００日を経過しました。公共土木施設の被害額としては、県の管理施設で約５６００億円、市町で５３００億円ということで、その中で国土交通省さんをはじめ全国から多くの御支援をいただいて非常に感謝をしておりますし、建設業課さんからは市町に対してハンズオン支援とか、入札改善の事業といった御支援もいただいておりますが、まだまだ復旧としては道半ばというところです。

特に能登の市町は小規模な自治体です。輪島市では、技術者は１０人です。珠洲市では９人です。地震後に辞めた職員も結構いるとお聞きしております。そういった中で、総務省さんからは中長期派遣ということで全国から御支援をいただいておりまして、例えば輪島市には４７人の技術者、珠洲市には３３人の技術者、さらに県内ほかの市町にも多くの御支援をいただいて、それが非常に大きな力になっております。ただ、全国各地、熊本地震など、その後の災害もありますので、今後継続的な支援がいただけるのか、各市町とも非常に心配しております。

こうした状況の中、特に半島というアクセスの悪い地域で、県・市町とも大量の復旧工事をどのように業界の皆さんに受注していただくかに心血を注いでおりまして、様々な取組を行っております。具体的には後の会議で御紹介する機会もあると思いますが、例えば県の発注でいいますと、ロットの大型化とか、地域要件を緩和するとか、技術者の専任の要件を緩和するとか、あるいは遠方から来ていただいた技術者・技能者の方の交通費、宿舎の建設費なども計上するとか、概略発注工事ということで、設計がまだ固まらないうちに概略で発注して、その後、設計変更ありきで詳細設計を回して、そして設計変更を行うことなどもやってきております。

ただ、不調・不落もそれなりにあります。県の災害復旧工事では、時期によって上下はありますが、１０％を超えるぐらいです。一方で、輪島市におきましては、昨年度のデータで２割の半ば、珠洲市においては６割という、出した分だけ不調になる状況です。特に建築で

多いわけです。技術者が少ない中、少しでも条件が悪いと簡単に不調になってしまうということだと思います。特に建築だと、学校や社会福祉施設などが多いわけですが、災害復旧費の当初の査定額からの変更が省庁によって硬直的であるとか、不慣れなので手続に時間がかかることもあって、予定価格をなかなか変更できずに何度も同じ額で出して、出しては不調、出しては不調ということが続いていたような時期もございます。

今はいろいろと改善もしていただいていて、協議にも応じていただいておりますが、当初の段階ではそういうこともままあったということで、これは市町の職員の能力とはまた別の次元だと思っております。

先ほどのオープンブック・コストプラスフィーの話で、東北震災の事例もありましたが、輪島市では、オープンブックではないのですが、市内を大きく５つのエリアに分けて、そのエリア内のあらゆる工種の工事、道路、河川、上下水道、農地、農業用施設、あるいは場所によって建築も含めて、それを全部まとめて、１つの単位が１４０億から２９０億という非常に大きな額で発注する、それをＥＣＩで発注するということをやっております。これによって、市としては数十、数百という細かな発注の手間を一度にできると。並行してCM業務を行うコンサルもおりますので、そのCM業務を行うコンサルと全国レベルの５つのゼネコンを中心とするＪＶに進捗管理をまかせる形にできるかなと思っております。ただ、これも７月に契約者が決まり、ちょうどこの１０月からキックオフという状況になりますので、うまく運んでいくかどうかはこれから次第と思っています。

外部委託について、市区町村で活用が少ないというデータもございました。災害時の発注側の負担軽減のために、発注者支援の活用については我々としても市町に助言をしておりますが、アンケートにもありましたように、先立つものがないので導入されていないケースが多いわけです。能登半島地震の被災自治体においても、導入はほんのわずかであります。結局、委託費用を自分で用意するしかないので、平時はともかく、災害時でピークになるときにはぜひやればいいと思いますが、なかなかやれる状況にないと。今、中長期派遣をいただいていますので、それに頼っておりますが、いつまでも頼るわけにはいかないので、ぜひそこは自治体が導入しやすい環境づくりも必要かと思っております。

【大森座長】　ありがとうございます。それでは、続きまして議事（４）について事務局から御説明をお願いします。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　続きまして、議事（４）本ワーキングにおける主な論点

ということで、資料５に従って御説明いたします。本ワーキングにおいて御議論いただきたいポイントということでまとめております。

１ページを御覧ください。こちらは資料３で御説明したところを大きく整理しておりますが、まず入札・発注をめぐる現状と課題ということで、建設業における担い手確保が大変困難な状況になっている中、労務費の確保と行き渡り、処遇改善、働き方改革といった具体の取組の加速が求められていますし、国土交通省も含めて、関係団体とともに鋭意取り組んでおりますが、依然として設計・積算と現場に不整合、乖離が生じている場面があり、予定価格や利益率が見合わないことが不調・不落の要因となっていると。これがまた自治体における負担増にもつながっていると認識しております。また、価格の上昇局面の中では、特に受発注者間で緊張関係が生じる場面が増加している状況がございます。

他方で、発注者の現状と課題ということで、発注担当職員の不足によりまして、自治体における入札・発注業務が逼迫していると。そういったことが原因となって不適切な予定価格や工期の設定、契約変更の拒否、手続の遅れなどの問題につながっていく状況かと思っておりまして、そういったことがさらに災害時には不調・不落の発生という形でより顕在化することが課題となっております。

受注者としての建設業については、高齢化や資機材・人材のコスト増によりまして、先ほど御説明もありましたが、倒産、廃業する企業が増加しておりまして、地域における災害対応力の維持が危ぶまれる状況であると。

そういった現状と課題を踏まえ、今後のワーキングにおける議論の着眼点ですが、１点目として、発注者職員の不足に起因して多くの課題を抱える発注者の体制を補完・支援するために何が必要か、２点目として、建設業の持続性が確保され、円滑かつ迅速な施工のための入札・契約制度としていくための改善方策について、３点目として、オープンブック・コストプラスフィー方式の活用方策について御議論いただきたいと考えています。

２ページ目は、この３つに関してさらに御議論いただきたいポイントとして整理しております。全体に共通することですが、災害時の対応を見据え、地域の防災力を支える中核的な建設業として成長を促していくことを念頭に、平時から取り組むべき入札・契約方策について御議論をお願いしたいと考えております。

１点目の発注者の体制の補完・支援に関して、とりわけ課題が顕著な小規模市町村を念頭に置きまして、事務負担の軽減・効率化につながる方策の検討に加えまして、発注者だけで

なく受注者の体制についても考慮しながら、双方での体制確保が可能となる取組の強化に関して検討をお願いできればと考えております。本日、資料の中では発注事務の共同化・広域化、第三者機関による発注代行、発注者支援について御紹介しましたが、これに限らず検討できる取組がございましたら、ぜひ御提案をお願いできればと考えております。

２点目ですが、建設業の持続性が確保され、円滑かつ迅速な施工のための入札・契約制度の改善ということで、平時から受発注者双方が抱える課題を検証し、適正な予定価格の設定や契約変更が行われる環境の構築など、受発注者間のパートナーシップの促進方策について御検討をお願いしたいと考えております。加えて、災害時に地域建設業との連携の下、迅速な復旧・復興を可能とする仕組みや環境の構築について御検討をお願いしたいと考えております。特に持続可能な地域建設業の実現を見据え、それと併せて発注者の事務負担の効率化も図りつつ、どのような形であれば適正な利潤の確保が可能となるのか、入札・契約制度の更なる取組の強化に関して御検討をお願いしたいと思っております。広域的な連携や包括発注を含めて、施工体制の安定的な確保を図りながら、これがひいては地域防災力の向上にも寄与するような方策について御検討をお願いできればと考えております。

次のページですが、価格変動リスクの低減、災害時における迅速な復旧工事の発注につながり得るオープンブック・コストプラスフィー方式の活用について、現状の価格上昇局面や大規模災害時において透明性を担保することで、受発注者の情報の非対称性を是正しつつ、円滑に工事を進めるための契約手法の一つとして期待されるこの方式に関しまして、課題の整理を行いつつ、導入条件等について検証をお願いできればと考えております。それに当たっては、これまでの中建審・基本問題小委員会をはじめとした検討の中で示された論点について整理しながら、検証を行ってまいりたいと考えております。

【大森座長】　ありがとうございます。ただいまの説明を受けて意見交換をしたいと思いますが、その前に、先ほどの全建さんの資料４の６ページ、７ページ辺りで出てきていた御意見について、国土交通省から何か補足することはありますか。それをお聞きするのを忘れていたのですが、実は御議論いただきたいポイントの先取りみたいな意見が大脇先生からも出ていました。何かコメントすることがあれば。なければ別に結構ですが。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　今まさに御議論いただきたいポイントの中でも、特に②入札・契約制度の改善の中に少し盛り込んでおりますが、最終的な落札段階において適正な利潤を確保できる仕組みづくりが、持続的な建設業を取り巻く環境づくりとして大変重要で

あり、自治体の事務負担の軽減の観点からも大変重要と認識しておりまして、その具体方策につきましては今後のワーキングの中でぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

【大森座長】　ありがとうございます。それでは、ワーキングで御議論いただきたいポイントについて、お願いします。

【堀田委員】　この場でどういうことを議論すべきかということで御提示いただきましたが、今御説明いただいた中では着眼点①と②に関わることかと思います。先ほどの議論にもありますように、特に非常に厳しい状況にある小規模市町村を含めたあらゆる地域において、まず建設業を持続的にしなくてはいけないということで、喫緊の課題である予定価格の適正な設定や適切な歩掛の設定、労務費の基準の遵守の徹底等がきちんと行われることが前提ですが、この検討会の名前がまさに全てのことを言っていると思います。「持続的な成長産業」ということで「成長」という言葉が使われていて、まさに厳しい状況に置かれている地域において、なお建設業が持続的かつ成長していく、そういう魅力ある産業であるためにはどうすればいいかを議論することがこの場の一番の目的だと認識しています。

そういう意味でいいますと、今行われている発注の体制や仕組みをきちんと円滑に回していく、行っていく体制をつくることはもちろん大事ですが、それで十分かと。それによって持続的な成長産業にしていけるかということでいいますと、もう一歩進んだ議論が必要かと思います。

今日は多様な入札・契約制度ということで、入札・発注制度についてもいろいろな仕組みが用意されているという御説明がありました。そのとおりだと思いますが、他方で、例えば地域の建設企業が地域の守り手として自ら主体的にパートナーとして参画し、自らの民間企業としての創意工夫を生かしてインフラサービス、建設業のサービスを提供していくためにはどういった仕組みがいいのか。御説明いただいた多様な入札・契約制度の中にはそういう仕組みがたくさんあるわけですが、実態としては、その活用度合いはまだまだ進んでいない。

本来、例えば技術提案・交渉方式、ＥＣＩにしても、オープンブックにしてもそうですが、難しくて大規模な工事のためにそういう仕組みができているわけではありません。本来であれば、包括委託にしても、ＥＣＩにしても、そういったハードルがもっと低くなって、皆さんでどんどん導入していただいて、受発注者共にこれはいい仕組みだと言っていただくためにはどういうことが必要かをこの場で議論すべきと思いますが、今、現場でＥＣＩとCM方式がまさに活用されている事例についても御紹介いただきましたけれども、そういった取組

を進めるためにはどういうことが必要で、皆さんどういったことを課題と捉えているかを整理していただくのがいいのかなと思います。

【大脇委員】　③のオープンブック・コストプラスフィー方式について、単純な質問をさせていただきます。今後、この場でも検討するということですが、これはどのぐらい検討していいのでしょうかというのが私の質問です。今年の３月に国土交通省が出された報告書を読ませていただきまして、ここまでいろいろ検討されているのだなと私は初めて知りました。他方でこの方式は、いろいろな問題を打破する救世主になりそうなすごく魅力的なものである一方、従来の枠組みからかなり外れる部分があるように思います。私が言うまでもないことですが、例えば地方でこれをやろうとすると、地方自治法が規定する契約関連の枠組みがあって、あれはすごくクラシカルな制度なわけです。状況としても、事業者さんがたくさんいて、公共工事費もすごくあるような時代を前提として、価格面に着目して、競争や、倹約性や、経済性といったことを求めるという古典的な制度なわけです。ですので、総合評価方式みたいなものを導入するときには、法令をわざわざ国は改正して、新たなタイプのものを許容するための制度の下地づくりをしてきた経緯があると思います。それを考えると、オープンブック・コストプラスフィー方式は従来の枠組みからするとかなり性質が違う斬新な制度ですから、現状の古い枠の中にはまるのかなと心配になる部分もあります。

ただ、御説明をお聞きしていると、既に東日本の復興のときに使われているとのことですので、ああ、既にできるのだと。その辺、知らないところですごく進んでいるけれども、これを混ぜ返して議論するのはありなのかというのが私の疑問としてあります。余計な心配をすると、国が発注するものはいいのですが、地方でこれをやると、何かの拍子で、住民訴訟が起きて、裁判所が審査することがありうるわけです。

行政法的に申し上げますと、ここ１０年、１５年ぐらい、裁判所のスタンスが変わってきて、昔は行政がやることだから大丈夫でしょうという雰囲気があったのが、最近はかなり判断の中身に踏み込んで裁量権の濫用のようなところを審査する、データまで見るみたいな傾向が顕著で、行政がきちんと手続に沿って、ルールに沿ってやったことに対しても、結論はバツですという判断は結構あるわけです。

そういう現状を考えると、これはかなり慎重を期する必要があるのではないかというのが私の直感的な感想としてあります。そこでお聞きしたいのですが、オープンブック・コストプラスフィー契約については一応既に許容されているという前提で、どこで使えるかという

ようなディテールのところだけに議論は限定されるのか、或いはもう少し広く、そもそもこの方式はどうでしょうみたいなところまで議論していいのか、いかがでしょうか。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　まず堀田先生から御提案いただきました、多様な入札・契約方式、様々な手法が用意されていて、他方で使われていない中での課題も含めてしっかり整理をしていくということで、まさにそういった形で今後整理していければと考えております。ありがとうございます。

オープンブック・コストプラスフィーに関して、どこまでやっていいのかという御質問だと思います。まずは今適用されているところで、おっしゃるように、地方において実際に取り組まれていて、先ほど御紹介したとおり、ＵＲ機構とＣＭＲとの間で使われているところがもしかするとポイントかもしれませんが、現状、こういった形であれば地方自治法などと干渉しないゾーンがあるのかもしれないとか、そういったところも含めて、まず使われているところでどのようにやっているかの整理は必要かと思いますし、更に適用を広げていくことについて、このワーキングの余力があればぜひ検討できればと思いますが、どこまでをターゲットとして検討していくか、整理しながら議論を進めていければと考えております。

【大森座長】　私から１点だけ。２ページと３ページに関わることで、特に２ページの②入札・契約制度と、①にも少し関係しますが、キーワードが幾つか出ていて、例えば「歩掛」とか、「利益」とか、そういう言葉が資料には出てくるのですが、歩掛も大企業と小企業では違うのではないかというのが全建さんの問題意識で、利益にしても自社利益、下請利益ということで、利益は何重にもある。では重層構造だとどこまで保証するのか、だったら下請次数を切ればいいのではないかという議論もある。

これは私のアイデアですが、コストプラスフィーのフィーとは何かというと、これは報酬です。何に対する報酬かというと、コスト以外の報酬。これは利益ではありません。現場ですと、技術と段取りがあります。その技術と段取りに対する対価、その中に当然利益も含んでいる、こういう構造だと思います。

少し気になったのが、この資料の中で、施工者の技術ということが代金の構成要素として内訳書の中に入ってこない。これがいわゆる建築士となると、全部技術が出てきて、技術に対するフィーは人によって異なる。当たり前ですね。ＣＣＵＳもそうですが、技能の高い人は高くなるのは当たり前なので、そういう技術に対してのフィーだということが今度は明らかになるという意味でも、コストプラスフィーというのは非常に画期的です。

大脇先生からいい御意見をいただいたので、現行法上、どこまでできるのかは当然考えなければいけないと思いますが、ただ、技術という言葉も、実は小会社の技術力と大会社の技術力は全く違います。もう少し言うと、公共工事で競争するときに、一定の技術力さえ持っていればいいという工事と、それ以上の、その工事に応じた技術力を持っていなければいけないという工事と、２種類あるはずです。というように、全ての概念が相対的です。これは今まで全部一括でやっています。そこに問題があるのではないかと。今はかなりばらつきが出てきているので、ばらつきを認識しないと制度は改善できないのではないかという私の問題意識があります。当たっているかどうかは全く分かりませんが、一言だけ申し上げておきたいと思います。もし何かコメントがあれば、いただければ結構なのですが。

【伊勢建設業課長】　最後に総括的に申し上げようかと思ったのですが、大森座長をはじめ委員の皆様の御指摘に通ずる部分である、あるいは全建の山崎専務からの御説明に対する回答であると思いますが、この議論は突き詰めていくと、特にオープンブック・コストプラスフィーについて、建設工事とか、建設産業における利潤はどうあるべきかとか、あるいは何が利潤か、まさに今の技術的ノウハウの提供というのは、どこからがノウハウに対する原価で、どこからがノウハウ提供の利潤かということもあります。原価と利潤の境目をどこに見るか、適正利潤の水準はどうあるべきかという議論で、例えば同じ国土交通省の中でも、鉄道や海運のように運賃規制をかけている世界でいうと、適正利潤はこのぐらいで、それを見越して上限認可をかけて、あとは工夫で競争してくださいという法体系になっているわけですが、必ずしも適正利潤がどうかという議論はこれまでされてきていなかったと思います。その辺りも、このオープンブック・コストプラスフィーのようなものを詰めていく上で、これはこのワーキングでやるべきか、あり方検討会のほうでやっていくべきかはあるかもしれませんが、いずれにしても、いただいた御指摘を踏まえて見ていく必要があることを改めて気づかせていただいた次第です。

【大森座長】　ありがとうございます。他はよろしいですか。

それでは、御意見もとりあえず今日のところは出たようですので、国土交通省のほうで今後の議論に向けて整理をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事（５）について説明をお願いします。

【笠嶋入札制度企画指導室長】　資料６に従いまして、今後のスケジュールについて御説明いたします。本日１０月１日に第１回を開催しまして、第２回以降、第５回まで記載のス

ケジュールで進めていければと考えております。

２回目以降のテーマとしまして、必ずしも災害時に限定せず、平時における入札・発注のあり方について、制度面・体制面で御議論をお願いしたいと考えております。あわせて、コストプラスフィー契約について過去の検討経緯、今日は簡単に御紹介しましたが、もう少し詳しく御紹介できればと考えておりまして、そこで示されている課題、国外事例について御紹介した上で御議論をお願いしたいと考えております。事業者ヒアリングとして、現在決定しているところでは日建連さんからヒアリングをさせていただきたいと考えております。全中建さんは実際に御出席いただく調整がつかなさそうということで、我々のほうでヒアリングして御報告させていただく形を取らせていただきます。

３回目は、特に災害時に関してフォーカスしまして、入札・発注のあり方をテーマとさせていただきます。あわせて、コストプラスフィー契約につきまして、約款策定に向けた具体的な検討が可能な範囲で着手できればと考えております。３回目には、石川県の木村さん、ＵＲ都市機構さんからプレゼンをお願いしたいと考えております。

４回目は、公共・民間工事のコストプラスフィーについて論点整理していきまして、５回目で取りまとめという形で進めさせていただきたいと考えております。

【大森座長】　どうもありがとうございました。ただいまのスケジュール等に関して何か御意見はありますか。よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上をもって終了します。進行を事務局にお返しします。

【中山入札制度企画指導室課長補佐】　大森座長、ありがとうございました。次回、次々回の開催日につきましては、それぞれ１１月２日、１１月２６日で予定してございます。

それでは、以上をもちまして、第１回の入札・発注ワーキンググループを終了といたします。本日は誠にありがとうございました。

── 了 ──